

障害者のIT利活用支援の在り方に関する研究会（案）

1. 開催の目的

ネットワークインフラのブロードバンド化や、電子政府・電子自治体の整備が進む等、ITが国民の生活にとって不可欠な新しい社会基盤となりつつある中、障害者をはじめ誰もがITを容易にかつ主体的に利活用でき、その価値や便益を享受できることが一層重要となっている。

しかしながら、依然として多くの障害者にとって、ITやITを通じて提供される各種サービスを十分に利活用できる環境にあるとはいえない状況にある。例えば、実際に障害者がITを利活用しようとする場合には、障害の内容や程度に応じて、支援機器やソフト、支持具等の作業環境も含めた総合的な調整を行う等の支援を得る必要があるが、その担い手となる人材の資質や人数の不足等に起因して十分な支援が得られていない等の問題が生じている。

このため、障害者がITを利活用するに当たり、身近な地域で信頼できる十分な支援が得られるよう、障害者のIT利活用を支援する人材に求められる資質の向上と育成の方策を検討し、地域における障害者のIT利活用支援の体制のモデルを確立することを目的として研究会を開催する。

2. 名称

この研究会は、「障害者のIT利活用支援の在り方に関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3. 検討事項

本研究会は、次の項目について、調査研究を行う。

- (1) 障害者のIT利活用支援の現状分析及び課題の抽出
- (2) 障害者のIT利活用支援を行う人材の資質の向上と育成方策
- (3) 地域における障害者のIT利活用支援の体制のモデル
- (4) その他必要な事項 等

4. 研究会の組織・運営

- (1) 研究会は別紙に掲げる者をもって構成する。
- (2) 研究会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、研究会の構成員の互選により定めることとし、座長代理は、座長が指名する。
- (4) 座長代理は座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって研究会を招集し、主宰する。
- (5) 座長は、必要なときは、関係機関等の者を出席させることができる。

5. 庶務

研究会の庶務は、総務省情報通信政策局情報通信利用促進課が行う。

6. その他

- (1) 研究会は、政策統括官主催の研究会として開催する。
- (2) 平成17年5月を目途に報告書を取りまとめ、公表予定。